



**医療分野国際科学技術共同研究開発推進事業
国際科学技術協カプログラム (SATREPS)**

平成31年度SATREPS公募について

平成30年9月27日

国立研究開発法人 日本医療研究開発機構 (AMED) 国際事業部

- 1) SATREPSプログラムの概要**
- 2) 平成31年度感染症分野公募の概要**
- 3) 応募における審査の観点**

1) SATREPSプログラム の概要

医療分野の研究開発体制



健康・医療戦略推進本部 (本部長：内閣総理大臣)

- ①【健康・医療戦略】の案の作成及び実施の推進
- ②【医療分野研究開発推進計画】の作成及び実施の推進
- ③医療分野の研究開発等の【資源配分方針】
- ④新独法の【理事長・監事の任命】及び【中長期目標】の策定に当たっての主務大臣への意見等

理事長・監事の人選への意見

中長期目標への意見

予算の総合的な要求配分調整

所管府省

内閣府

文科省・厚労省・経産省

理事長・監事の任命・解任

中長期目標の提示

補助金・交付金の交付

予算の集約化

国立研究開発法人日本医療研究開発機構

設立：
平成27年4月1日

研究費等の配分
(委託契約等)

研究機関・研究者

- 研究費等のワンストップサービス化
- 基礎から実用化までの一貫した研究管理
 - ・ 研究支援と研究環境整備の一体的な実施
 - ・ 基礎から実用化までの切れ目ない研究支援を実現
 - ・ 基礎から実用化までの一貫した研究マネジメントを実現

SATREPSの研究分野



外交手段としての**科学技術**



感染症

環境・エネルギー
(気候変動)
(地球規模の環境
問題)

環境・エネルギー
(低炭素社会・
エネルギー)

生物資源

防災

* 平成27年4月1日より感染症分野はAMEDに移管

連携の高度化・相乗効果



我が国の科学技術を発展させる手段としての**外交**

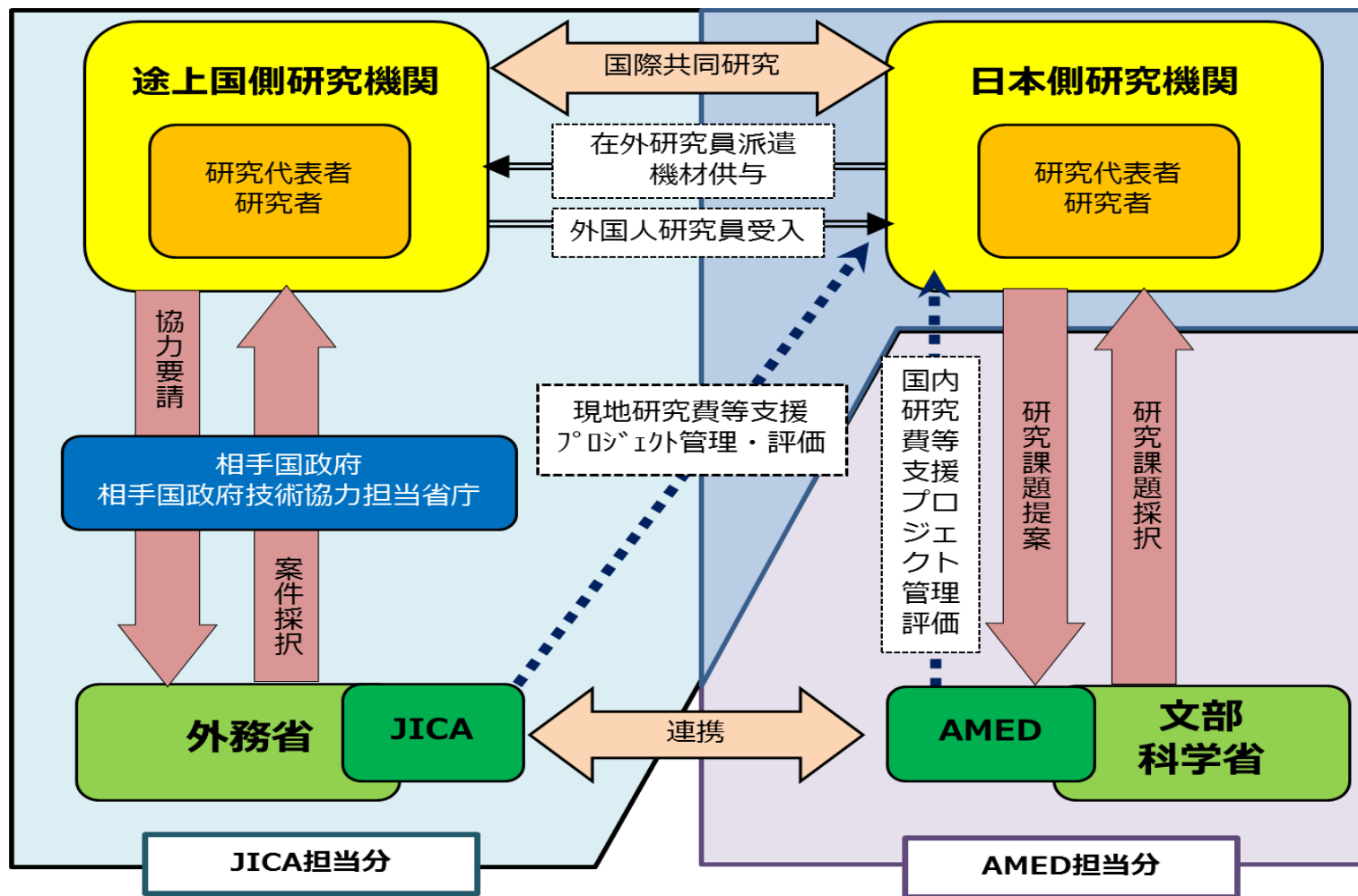
SATREPSについて（目的）

- 日本と開発途上国との**国際科学技術協力の強化**
- 地球規模課題解決のための**新たな技術の開発・応用**および**科学技術水準の向上**につながる新たな知見の獲得
- **キャパシティ・ディベロップメント**（国際共同研究を通じた開発途上国の自立的な研究開発能力の向上と課題解決に資する持続的活動体制の構築、また地球の未来を担う日本と途上国の人材育成とネットワークの形成）

研究プロジェクトは、**将来的な社会実装の構想があること**

（研究期間中に必ずしも取り組まなければならないものではないが、研究計画において想定される研究成果を将来的に社会還元へ結び付けるための活動の道筋がはっきりしていること）**が期待されている**

SATREPSプログラムの実施体制図

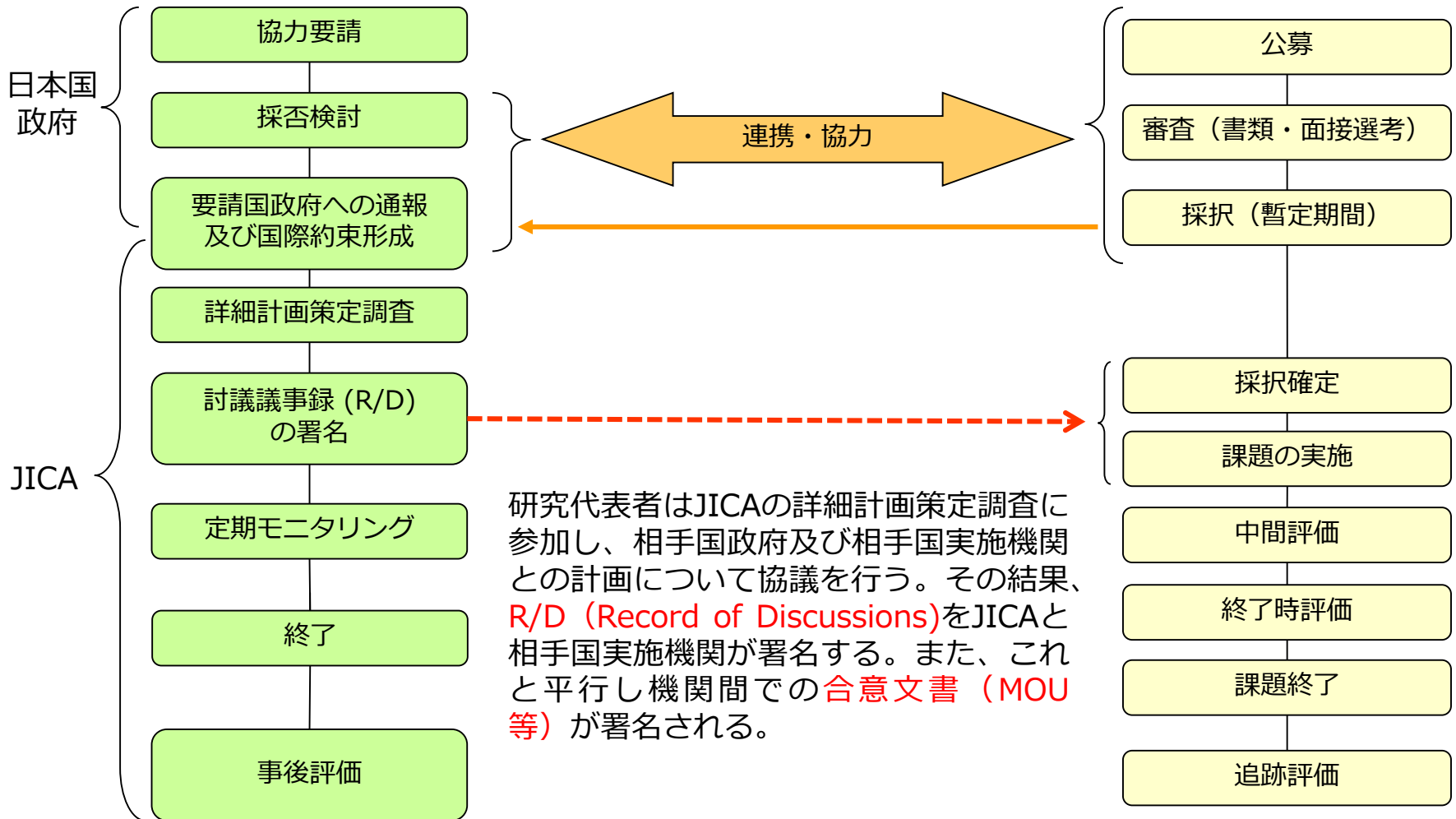


SATREPSプロジェクトの流れ



JICA 技術協カプロジェクトの枠組み

AMED競争的研究資金の枠組み



2) 平成31年度感染症分野 公募の概要

平成31年度公募について



この公募は平成31年度予算に基づいて推進される課題を募るものですが、本プログラムはODAとの連携事業であり、相手国機関との調整にも時間を要することから、課題採択後の速やかな研究開始を可能とするために、予算成立に先だって募集を実施しております。

したがって、予算成立の内容に応じて、研究領域の内容、委託研究費、採択件数等の変更が生じる場合や、追加資料の提出等をお願いする場合がありますので、あらかじめご了承ください。

公募・選考に関する最新情報は、下記ホームページに掲載しますので、適宜、ご参照下さい。

<http://www.amed.go.jp/koubo/>

SATREPSの分野・期間・予算規模



(1)研究分野 (感染症)

- ・ 高病原性鳥インフルエンザ、狂犬病などの人獣共通感染症に関する研究開発
- ・ HIV/AIDS, エボラ出血熱、マラリア、デング熱、結核、カルバペネムやコリスチンなどの抗菌薬耐性菌等の新興・再興感染症の疫学、診断、予防、治療等に関する研究開発

(2)研究期間 3 - 5 年 (暫定期間後)

(3)課題の予算規模 (AMED予算+JICA予算)

1 課題あたり 1 億円程度/年

内訳: AMED委託研究開発費 : 3,500万円程度/年 (間接経費込み)
JICA ODA技術協力経費 : 6,000万円程度/年

応募者（研究代表者）の要件

国内の研究機関*に所属している研究者、**または、応募時に海外在住の研究者で、契約開始日もしくは平成31年6月1日のいずれか早い日において、日本国内の研究機関に所属して研究を実施する体制を取ることができる研究者で、当該国際共同研究の研究代表者としての責務を果たし、最初から最後まで国際共同研究に従事できることが研究代表者（応募者）の要件。**

*「国内の研究機関」とは、日本国内の法人格を有する大学、国公立高等専門学校、独立行政法人、国公立試験研究機関、公益法人、企業等、及び法人化していない国立研究機関を指します。法人の場合、どの法人格であるかは問いませんが、研究実施能力については選考の際に問われます。

研究チームの要件

- 国内の研究機関は、日本国内の法人格を有する大学、国公立立高等専門学校、独立行政法人、国公立試験研究機関、公益法人、企業等です。
- 相手国研究機関は公共性のある活動を行っている大学・研究機関です。
(ただし軍事関係を除く。)
- 日本国でも相手国でもない第3国の研究機関とは、本国際共同研究はできません。また、第3国の研究機関にのみ所属する研究者は、本国際共同研究の参加者になることはできません。

研究提案にあたっての注意



- 研究提案書の申請は「府省共通研究管理システム：e-Rad」で行ってください。
- 相手国政府より**技術協力プロジェクトの協力要請**の提出が必要です。（協力要請の外務省（本省）到着締め切りは日本時間**平成30年11月2日（金）**を予定しておりますが、通常相手国政府ではこの締切日よりも前に締切を設定していますのでご注意ください。）
- 日本側の研究代表者の**所属機関の機関長からの承諾書**の提出が必要です。（提案書類 様式9）（所属機関長とは、理事長、学長等の組織全体の責任者、企業等の場合は研究 実施期間中の支援と体制の確保に責任を持つ方を指します。部門長、学科長、センター長等のいわゆる下部組織の長ではありません。）
承諾書を含めた必要な全様式、および協力要請の提出がなされていない場合、「要件未達」と判断し以後の審査は行いません

* SATREPS事業への参画研究者は、**研究開発期間の初年度内に**研究倫理プログラムを履修する必要があります（AMED公募要領 36ページ「6. 研究倫理プログラムの履修等」に記載）

履修対象者は、以下のいずれかのプログラム・教材を履修してください。

- ・ CITI Japan e-ラーニングプログラム
- ・ 「科学の健全な発展のために-誠実な科学者の心得-」（日本学術振興会「科学の健全な発展のために」編集委員会）
- ・ 研究機関等が上記と内容的に同等と判断したプログラム

研究開発期間



研究開発期間： 3～5年（暫定期間を除く）

本課題における研究期間（国際共同研究期間）は、相手国研究実施機関等とJICAとの討議結果に基づく討議議事録R/D [Record of Discussions] により最終的に決定されます。つまり、**R/Dに記載された期間が国際共同研究期間**となります。

相手国の状況等によってはR/Dの署名に時間を要することがあります。その場合R/D署名後速やかに国際共同研究を開始するために、R/D署名前であっても、日本側での研究準備の目的に限って、AMEDからの委託研究費を研究代表者所属機関において暫定的に執行することが可能です。*

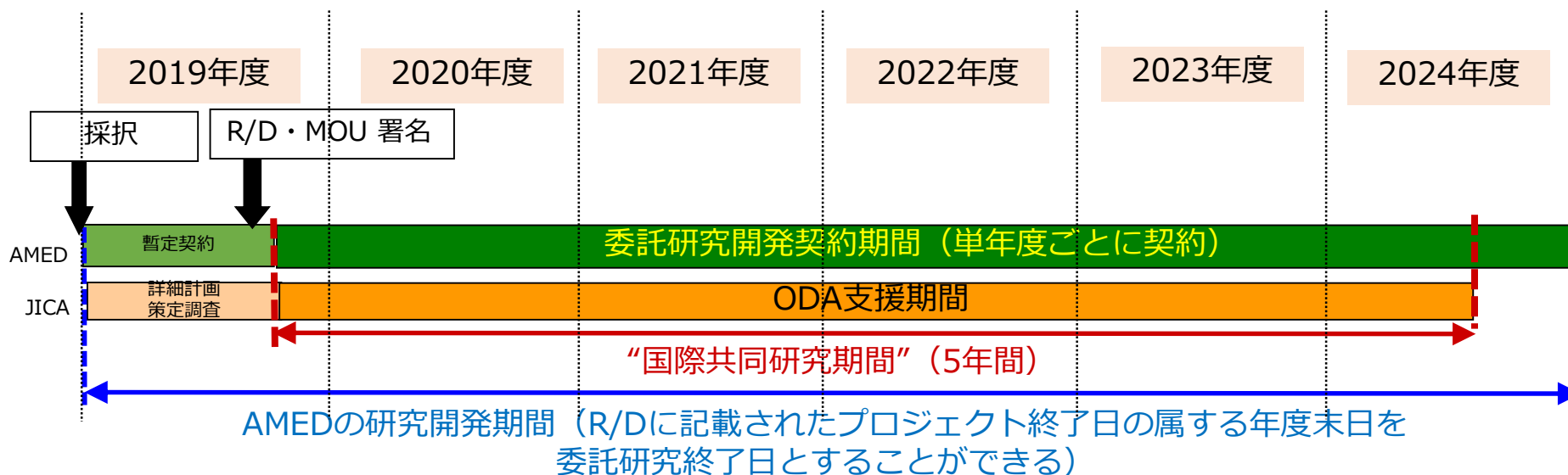
※但し、採択年度末までにR/D署名がなされず、また近日中に署名がなされる見通しもない場合、採択された研究課題自体が実施できなくなり、AMEDからの委託研究費もその時点で**取消しになる**ことをご承知ください。

研究開発期間と予算の考え方



国際共同研究期間（= R/Dに定められた期間）が5年間の場合の例

各年度の委託研究開発費予算イメージ



- ※ 1 R/D署名までの間、AMEDと「暫定」委託研究開発契約を締結することにより、国際共同研究の準備のための費用に限って、AMED委託研究費を執行していただくことができます。
- ※ 2 平成31年3月31日までにR/Dの署名がなされておらず、近日中に署名される見込みのない場合、R/D不成立とみなされ、その時点で研究中止となります。
- ※ 3 AMEDからの委託研究開発費は上図で示す研究期間内において執行可能です。予算は、提案時の総額をベースに、上限は研究期間が5年であれば総額175百万円（平均35百万円/年）以内で計画していただきます（上記赤い棒グラフの合計 = 提案時のJST委託研究費総額）。AMED委託研究開発費の総額は、詳細計画策定調査、研究の進捗状況、評価結果、AMEDおよび国における予算措置の状況によって、変更となる可能性があります。

研究開発経費



AMED経費：年間3,500万円（間接経費含む）程度
（5年計画であれば、1.75億円程度）

経費	AMED	JICA
A：日本国内での研究費	●	
A：相手国以外での研究費 （第三国出張費、現地諸経費等）	● *1	
B：相手国内での研究費	▲ *2	● *3
B:相手国側からの招へい旅費	▲ *4	●
C:日本と相手国間の旅費	▲ *5	●

* 1 第三国の研究機関との共同研究は対象外です。

* 2 日本国内の研究の延長と認められる旅費・滞在費など、相手国においてJICAが負担できない経費のうちAMED委託研究開発費で負担可能なものに限ります。

* 3 相手国内での活動費には、日本側の研究者が国際共同研究を現地で実施する上で必要な設備・備品・消耗品費を含みます（JICAの経費は相手国の自立発展性を重視するODA技術協力プロジェクトによる支援であるため、相手国側の自助努力が求められます。したがって、相手国側の人件費、相手国における事務所借上費、相手国側が使用する消耗品、供与機材の運用や維持管理の経費、相手国側研究者の相手国内旅費、会議日当等は、原則として相手国側負担となります）。

* 4 相手国側研究チームに含まれない外部専門家等の招へいに限ります。

* 5 学生、外部専門家等、JICA専門家として相手国へ派遣することのできない場合に限ります。

公募から事業開始までのスケジュール



応募受付
平成30年9月11日（火）～11月12日（月）正午
【厳守】



書面審査
(必要に応じて追加書類を求めることがあります。)



ヒアリング審査 ※1, 2
平成30年3月中旬（予定）



審査結果通知
5月中旬頃（予定）

※1 ヒアリング審査開始時刻は、研究代表者及び事務連絡担当者に連絡します。連絡は、審査の直前となる可能性もありますので了承ください。必要に応じて、ヒアリング審査時に用意すべき情報等を連絡することがあります。

※2 詳細日程は、AMEDウェブサイトに掲載します。

応募方法について（1）



- * 感染症分野の提案書の雛形はAMEDの様式を使用ください。
- * 相手国への情報共有の観点から提案書の一部が英語記載となりますので留意ください。

	平成31年度研究開発提案書
1	研究国的
2	研究計画・方法
3	研究業績
4	研究費の応募・受入等の状況・エフォート
5	これまでに受けた研究費とその成果等
別紙 1	平成31年度研究開発提案書（和文）
別紙 2	相手国の研究実施体制
別紙 3	機関長からの承諾書
別紙 4	企業等の構想；日本側の参加企業について作成
別紙 5	提案に当たっての調整状況の確認
別添	要約；英文・和文

（AMED公募要領68ページ）

応募方法について（２）

- ・ 研究提案は、府省共通研究開発管理システム（e-rad）で提出ください。
 - ※ ポータルサイト：<http://www.e-rad.go.jp/>
 - ※ 研究者と所属研究機関の登録が必要です。
 - ※ **所属機関（e-Rad事務代表者）承認の上ご応募下さい。**

・ AMEDウェブサイト

※ ホームページ

<http://www.amed.go.jp/>

※ SATREPS プログラムページ

<http://www.amed.go.jp/program/list/03/01/035.html>

※ SATREPS公募情報のページ

<http://www.amed.go.jp/koubo/030120170612.html>

※ **公募要領、研究計画提案書**などの資料がダウンロードできます。

3) 応募における審査の観点

審査の観点（事前評価項目）

- ① 事業趣旨等との整合性
- ② 科学的・技術的な意義及び優位性
- ③ 計画の妥当性
- ④ 実施体制
- ⑤ 所要経費
- ⑥ 相手国のニーズ、ODA方針への合致
- ⑦ 継続的発展の見通し

(AMED公募要領25ページ)

留意事項（1）

- 外交政策及び科学技術政策の観点から、**共同研究相手国の適切な地域バランス**（採択案件が同一地域に過度に集中しないこと等）及び**研究課題のバランス**（特定分野の研究に過度に集中しないこと等）を考慮します。
- 課題選考に当たっては、研究水準の高さとともに、研究開発計画が重点的であり、かつ具体性が高い課題であって、**研究成果の社会還元**の時期、**方法を含めた道筋が明確**である課題が高く評価されます。
- これまで採択課題のない国や採択課題の少ない国を共同研究相手国とする提案を歓迎します。

留意事項（２）

- 研究期間終了後の成果の担い手が、研究開発の初期の段階から参画する事により、成果の社会実装への道筋がより確かなものとなります。この観点から、**成果の担い手となる企業等と連携（産学官連携）**をした提案を歓迎します。産学官連携による研究提案を行う場合については、研究代表機関が様式2の2.、参加企業が様式10へ、それぞれ連携構想を具体的にご記入ください（研究開発代表機関が民間企業の場合は、様式10を提出してください）。
- 地球規模課題対応というプログラムの性質に鑑み、**複数国を相手国とする共同研究**の提案も歓迎します。複数国と国際共同研究を実施する研究提案において、受付締切までに**全ての**相手国政府より技術協力プロジェクトの要請が提出されていない場合は、「要件未達」と判断し、選考を行いません。また、研究開始に当たっては、**全ての**関係国との間でR/Dへの署名を得る必要があります。
- **アフリカ地域や後発開発途上国を対象とした研究課題提案**を歓迎します。なお、これらの国々においては、人材育成、現地調査の実施と分析、そして適正技術や問題即応技術の開発と適用が重要であり、その観点を含む取組を期待します。

※これらは主なもので、他にもあります。詳しくはAMED公募要領p21をご覧ください。

研究開発提案書の作成時の注意点

- 相手国への情報共有の観点から提案書の一部が英語記載となっています。
- 課題選考に当たっては、研究水準の高さとともに、**研究開発計画の具体性が重視されます**ので、記載内容については出来るだけ具体的に書かれていることが必要です。
- 研究のスケジュールを記載する際には、**数値を用いて具体的かつ達成可能なマイルストーンを、研究期間内に複数箇所設定してください**。
- **相手国（特に後発開発途上国）が分担する研究内容が達成可能で継続可能なもので、かつ具体的に明記されていることが重要です**。
- **すでにプロジェクト化している課題の単なる継続はできません**。

データマネジメントプラン提出の義務化



公的資金により行われる研究開発から生じるデータ等は、国民共通の知的資産でもあり、AMEDは、現状では把握できていないデータの所在等を把握し、データの収集、質の確保、意味づけ、保存と活用等が適切かつ公正に行われるよう推進する役割がある。

したがって平成30年度より『データマネジメントプラン』提出を義務化する。データマネジメントプランは、どの研究開発課題で、どんなデータが産出され、誰がどこに保有しているのかを記載するもの、併せて、基本的なデータ管理を進める上で必須となる**データサイエンティスト**を記載する。

→データサイエンティストを提案書に明記すること

AMEDがデータの所在等を把握することにより、マネジメント機能または触媒機能を強化し、可能な範囲で異なる研究開発課題間での連携促進や二重研究開発の回避等に役立てる。

副次的な効果として、研究コミュニティでデータを適切に整理・体系化する文化が醸成されることにも期待する。

採択された研究代表者等の責務等（1）



採択された時点から研究代表者には以下の責務が生じます。

（詳しくは、AMED公募要領 p.52をご覧ください。）

（1）研究の推進及び管理

- ・ 本課題の全実施期間を通じ、国際共同研究全体の責務
- ・ JICAの技術協力プロジェクトの総括責任者（投入計画立案、カウンターパートとの調整、プロジェクト全体の運営管理等）としてのプロジェクト管理
- ・ AMED/JICAとの打ち合わせ、及び現地における詳細計画策定調査
- ・ 相手国での合同調整委員会（JCC: Joint Coordinating Committee）にて、報告、協議
- ・ AMED/JICAへの報告書の提出、AMED/JICAによる評価の対応
- ・ 関係組織との連携や意思疎通・共有
- ・ 知的財産権の取得、研究成果の発表

（2）研究開発契約等の遵守

AMEDと研究機関との間の研究開発契約及びAMEDの諸規定等、JICAとの取極め及び事業契約、相手国研究機関等とJICAが締結するR/D、研究機関間で締結する共同研究の実施に関する合意文書(MOU等)の内容を遵守していただきます。

採択された研究代表者等の責務等（2）



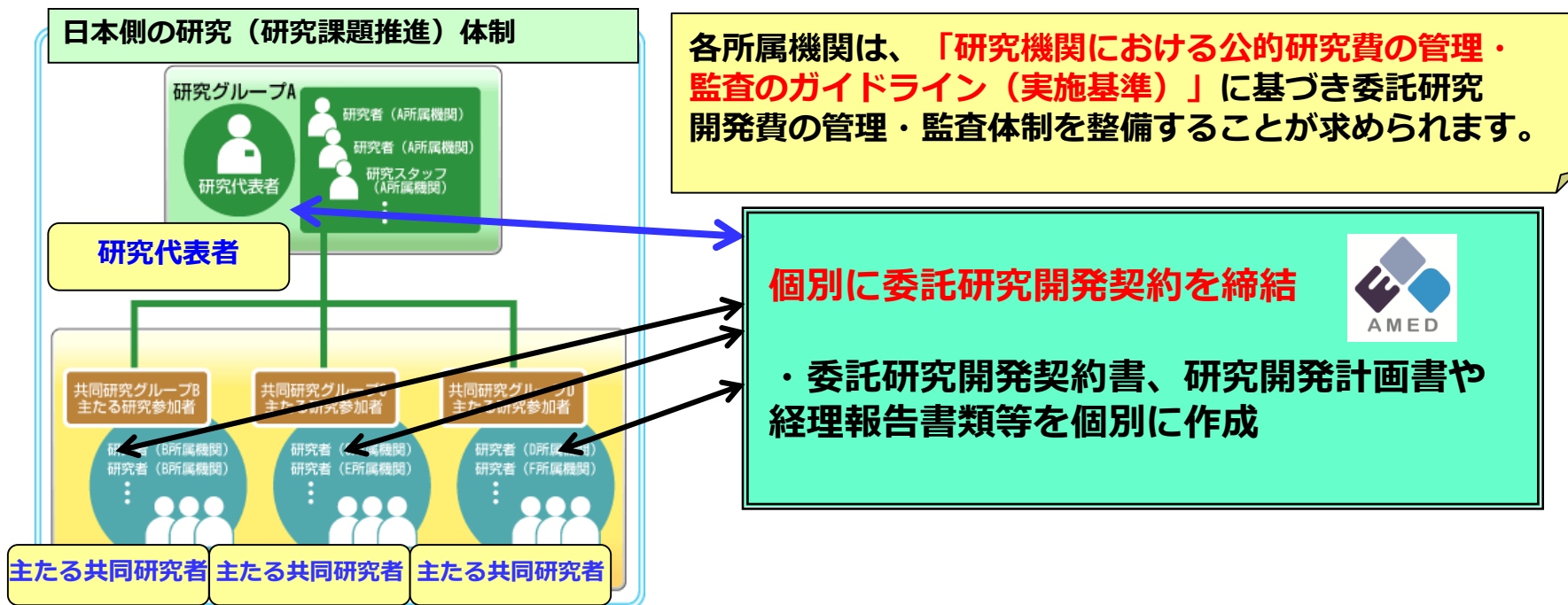
（3）研究公正の遵守

- ・ 不正行為を未然に防止するための研究倫理教育に関するプログラムの履修・修了。
* 履修対象者には、原則、研究開発期間の初年度内に履修していただきます。
- ・ 提案した研究課題が採択された後、AMEDが実施する説明会を通じて、研究開発の構成かつ適正な実施について遵守する事項を確認していただき、あわせてこれらを確認したとする文書をAMEDに提出
- ・ PS及びPO等に対する進捗状況の報告
- ・ 研究チーム全体の研究開発費の適切な管理
- ・ 研究参加者や、特に研究開発費で雇用する研究員等の研究、勤務環境、条件の配慮

研究機関の責務



AMEDは研究代表者及び、原則として主たる共同研究者の所属する研究機関との間で、**委託研究開発契約**を締結します。



- ・ JICAは研究代表者の所属する研究機関と技術協力に関する**取極め**を交わします。
- ・ 相手国研究機関と日本側の研究機関との間で、研究成果の取扱い等に関する**合意文書 (MOU)**を取り交わします。

知的財産の取扱いに関して

研究代表者の所属する研究機関は、国際共同研究の相手国研究機関との間で共同研究の実施に関する**合意文書 MOU**を取り交わします。

合意文書においては、

- ・ **共同研究により生じた知的財産の取扱い**
- ・ **秘密情報の取扱い**
- ・ **成果の公表**
- ・ **損害が生じた場合の取扱い**
- ・ **相手国の生物資源等へのアクセス・持ち出し 等**

について定めていただきます。

なおMOUは署名前の案の段階で、AMEDから必要事項等の内容の確認を得てください。

R/Dの内容と平仄を合わせるため、合意文書の取り交わしは、JICAが相手国研究機関とR/Dの署名をする時期に合わせるのが適切です。

なお、国内の研究体制に含まれる全ての研究参加者は研究代表者所属機関が取り交わした合意文書を遵守する必要があります。

応募にあたっての注意事項

AMED公募要領 IX.その他（p47～50）には以下の重要な事項が記載してあります。**よく読んで応募して下さい。**

1. 人権の保護及び法令等の遵守への対応について
 - （1）法令等の遵守について
 - （2）ライフサイエンスに関する研究開発について
 - （3）生物遺伝子等利用に伴う各種規制
2. 「国民との科学・技術対話の推進について（基本的取組方針）」
3. バイオサイエンスデータベースセンターへの協力
4. Researchmapへの登録について
5. 既存の研究施設・設備の有効活用による効果的な研究開発の推進について
6. バイオサイエンスデータベースセンターへの協力
7. 開発したリソースのナショナルバイオリソース（NBRP）中核機関への寄託
8. 健康危険情報について
9. 安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）

完

ご静聴有り難うございました。